暫定基準水位の解除について

1 背景

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、県内河川の堤防等が欠壊やクラックなど大きな被害を受けた。そのため、河川管理施設が復旧するまでの間、河川の洪水予報の基準となる河川水位について、平成 23 年 4 月 21 日(平成 23 年 6 月 1 日 一部改定)から暫定的に引き下げて運用を行ってきた。

2 現地状況について

七北田川は、震災よる災害復旧工事は既に完了しており、完了後の出水状況を含めても、震災前の堤防の機能の確保が確認出来たことから、暫定基準を解除しても支障ない状況であると判断される。

3 今後のスケジュール

震災関連の災害復旧事業完了と現地状況から、暫定基準を解除することとした。

令和5年度出水期前までに関係機関と調整し、令和5年5月の水防協議会に諮り、令和5年6月1日 から暫定基準を解除するもの。

<関係機関>

仙台市, 多賀城市, 利府町, 仙台土木事務所, 仙台管区気象台など

4 基準水位一覧表

種別	河川名	基準 地点	水防団待機水位 (m)	はん濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	はん濫危険水位 (m)	備考
洪 水 予 報	七北田川	市名坂	2. 85 ↓ 3. 35	3. 35 ↓ 4. 00	4. 00 ↓ 4. 30	4. 30 ↓ 4. 50	上段:暫定水位下段:基準水位

5 河川の復旧状況

〇七北田川(仙台市宮城野区蒲生)





〇七北田川(仙台市宮城野区蒲生地内)

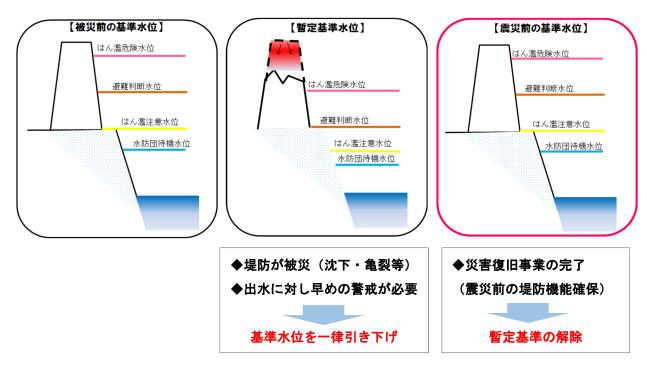




基準水位の運用について

【基準水位の運用】

今回の基準水位の見直しは、平成23年4月に見直しを実施した観測所のうち、二級河川七北田川水系七北田川において、河川堤防の災害復旧工事により震災前の堤防の機能まで復旧したことから、暫定基準を解除するものです。



【基準水位の種類】

〇 はん濫危険水位:浸水被害の恐れのある水位

〇 避難判断水位:はん濫危険水位から、避難に必要な時間を差し引いた水位。避難指示の目安。

〇 はん濫注意水位:水防団出動の目安。また、出水時の河川管理巡視出動の目安。

〇 水防団待機水位:水防団や河川管理巡視を準備する目安。